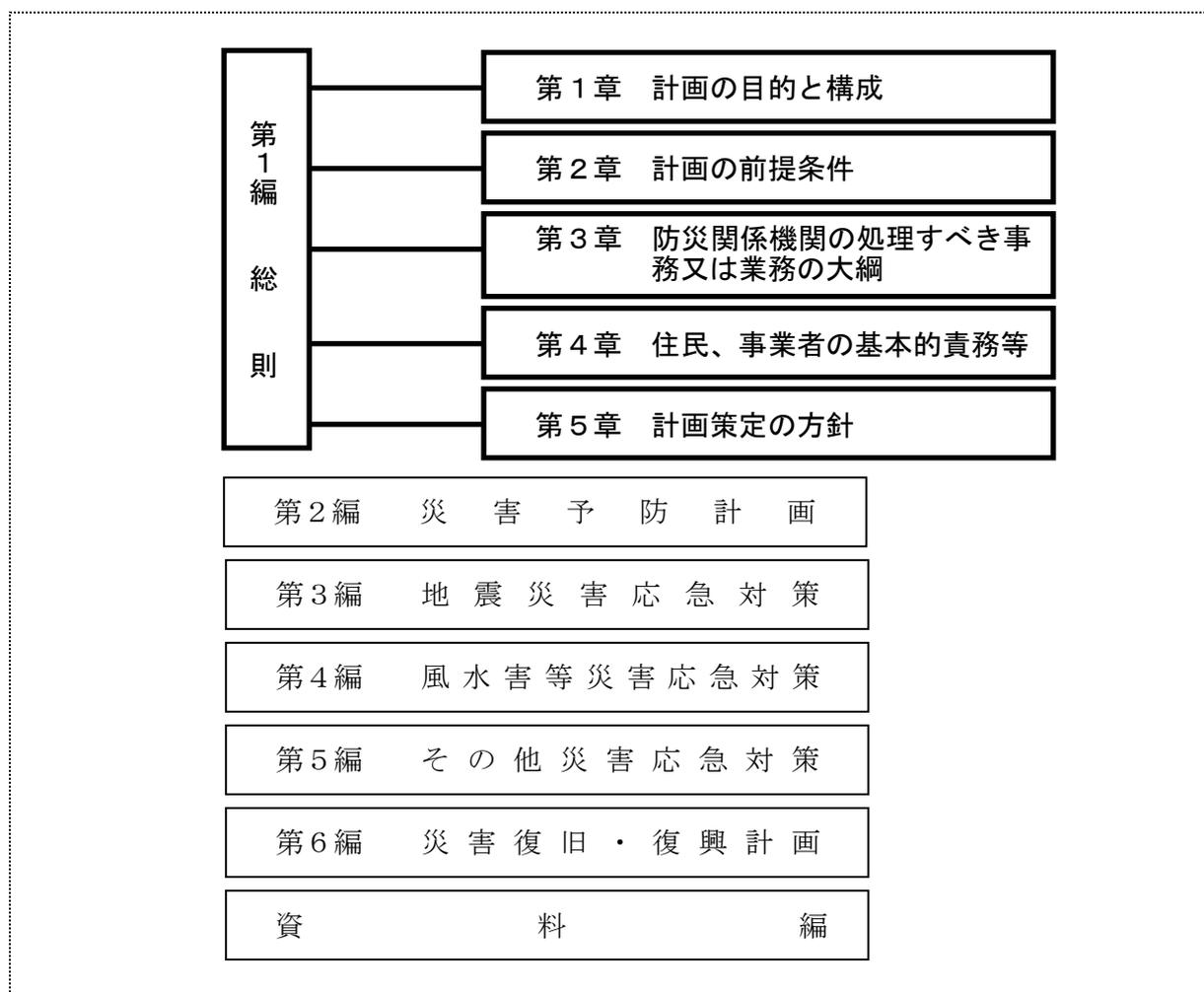


# 第1編 総則



第1章	計画の目的と構成	総-1
第2章	計画の前提条件	総-3
第3章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総-26
第4章	住民、事業者の基本的責務等	総-33
第5章	計画策定の方針	総-35



# 第1章 計画の目的と構成

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づき、島本町防災会議が定める計画で、地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町・大阪府・指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりとする。

構成	内容
1 総則	町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。
2 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害・風水害をはじめ各種災害に対応するために平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。
3 地震災害応急対策	地震発生時の人命救助、被災者の生活支援・再検討を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策等について定める。（東海地震の警戒宣言に伴う対策、南海トラフ地震防災対策推進計画等を含む。）
4 風水害等災害応急対策	風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策を定める。
5 その他災害応急対策	地震、風水害以外の災害応急対策について定める。
6 災害復旧・復興計画	住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組及び復興の基本方針等を定める。

## 第3節 計画の習熟と修正

### 第1 計画の習熟

町及び防災関係機関においては、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から訓練その他の方法によって、この計画の習熟を図るものとする。

#### 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもちろんのこと、企業等においても災害を未然に防止し、又は災害時に迅速かつ的確に災害に対処できるよう、適時、地域住民等の参加を得て防災に関する教育及び訓練を実施する。

#### 2 防災広報の徹底

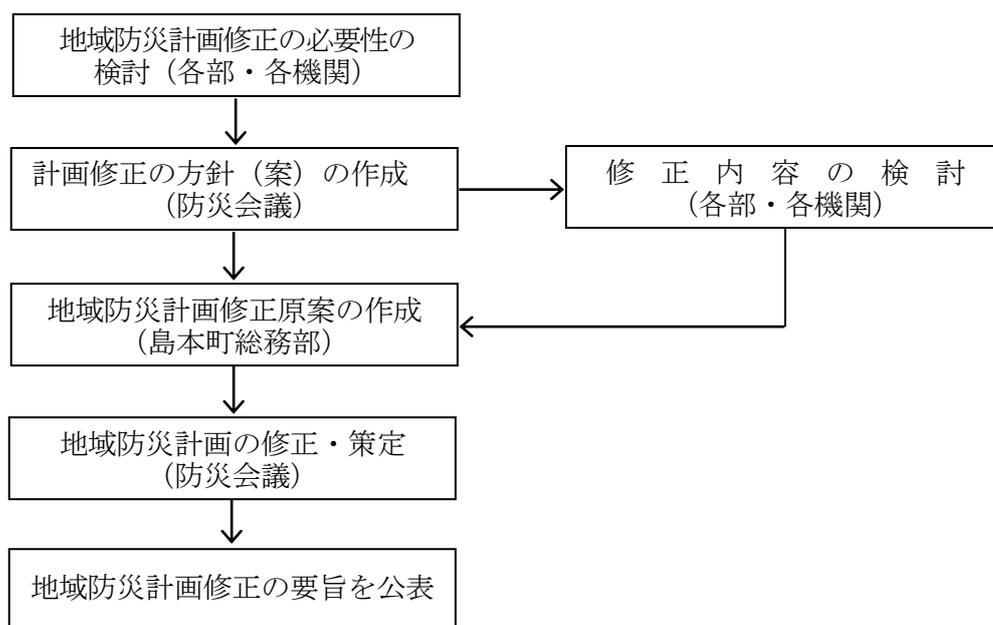
防災関係機関は、地域住民の防災意識の高揚を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用して防災広報の徹底を図る。

### 第2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを速やかに修正するものとする。また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進を図る。

なお、町は、必要に応じ、府、指定公共機関等に協力を求め、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

地域防災計画の修正は、次のとおり行う。ただし、軽易なものについては、この限りでない。



## 第2章 計画の前提条件

### 第1節 自然的条件

#### 第1 位置

本町は、大阪府の北東端にあつて京都府との府境に位置し、市街地の中心の経緯度は、東経135度40分、北緯34度53分にあり、大阪平野と京都盆地との接点にある。東は淀川を隔て、枚方市、京都府八幡市と相対し、南及び西は高槻市に、北は京都府京都市、長岡京市及び大山崎町に接している。

町域は、東西約3.3km、南北約8.9kmで、面積は16.81km<sup>2</sup>、その約7割が山岳丘陵地で占められている。

#### 第2 地形・地質

本町の地形は、淀川沿いの低地と、低地に続く台地・段丘及び山地で構成されており、河川は、一級河川淀川と、淀川につながる一級河川水無瀬川が主たる河川である。

低地部は、概ねJR東海道本線一帯から東側の地域で市街地となっている地域であり、台地・段丘部は、低地部から西側名神高速道路一帯に続く地域である。この地域においても住宅開発が進んでおり、また、工場・研究所等の立地も見られている。

本町の大半を占める山地部の地質は、丹波層群の古生層からなる基盤岩類で、森林が大半を占めるが、尺代、大沢の集落が分布しているとともに、ゴルフ場等の開発地も見られている。

#### 第3 気候・気象

本町の気候は瀬戸内式気候区に属し、温暖な気候帯にあたり、6月の梅雨期と9月の台風期に降水量が多く、冬期の降水量が著しく少ないことが特色である。同じ町域にあつても北西部の山地と南東部の低地部では高度と地形環境が異なるために気象条件はかなりの地域差があり、山地は低地よりも雨量が多く湿潤であり、温度の高低差も大きい。

## 第2節 社会的条件

### 第1 沿革

本町は、大阪と京都の中間、淀川の右岸側にあり面積は 16.81km<sup>2</sup>、古来より淀川の水運と西国街道によって発展した地域である。明治 22 年（1889 年）の町村制の施行により、7 か村が合併し島本村が誕生、昭和 15 年には町制を施行した。昭和 30 年代以降は高度経済成長を背景に、企業の進出や住宅開発が進み、まちの姿は農村から近郊都市へと変化した。平成 20 年には J R 島本駅が開業し、現在も京都・大阪間の住宅都市として発展している。

### 第2 人口等

本町の人口・世帯数は、平成 27 年国勢調査によると 29,983 人、12,012 世帯である。人口の推移を見ると、町制が施行された昭和 15 年の人口は、6,056 人であったが、昭和 40 年には 12,939 人、昭和 50 年には 22,404 人、昭和 60 年には 29,549 人と急増した。以降は微増ないし横ばい傾向にあり、平成 31 年 3 月 1 日現在 31,128 人である。

### 第3 地域構造等

#### 1 土地利用

本町は、全域が都市計画区域(約 1.681ha)に指定され、そのうち市街化区域は 337ha、20.0%、市街化調整区域は 1,344ha、80.0%となっており、市街化区域に全人口の大半が居住している。

#### 2 交通

本町の道路網は、淀川沿いの国道 171 号を幹線道路として、府道桜井駅跡線、府道西京高槻線、府道柳谷島本線、府道伏見柳谷高槻線等により主要な道路網が形成されている。また、市街地と山地部の境界付近を名神高速道路が通っている。

鉄道は、J R 東海道本線、阪急京都線、東海道新幹線の 3 線が通っており、いずれも町域の平坦地を横断している。町内には、阪急水無瀬駅、J R 島本駅があり、本町の交通拠点となっている。

## 第3節 災害の履歴

### 第1 地震災害の履歴

本町に影響を及ぼした大地震は、過去の地震災害に関する記録が乏しいため明確ではないが、文禄5年（1596年）に発生した京都を震源とするマグニチュード7クラスの慶長伏見地震では、大きな被害を受けたと考えられる。その他、畿内に震源を持つマグニチュード7クラスの地震などにおいても、その影響・被害を少なからず受けたと想定される。

平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、負傷者8人、住宅の半壊1棟、一部破損185棟、公共施設の一部破損16棟、その他建物一部破損17棟等の被害が出ている。

平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震においては、本町では震度5強を観測し、住家被害（一部損壊125棟）や非住家被害（9棟）が発生した。（平成30年11月2日現在）

#### 大阪北部の地震の震央



出典：2018年6月18日大阪府北部の地震の評価  
（平成30年6月18日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

### 第2 風水害の履歴

本町に大きな被害をもたらした風水害は、台風、梅雨前線による暴風雨、集中豪雨が多い。昭和42年7月の集中豪雨では、各河川、水路やため池が決壊し災害救助法の適用を受けるほどの大水害となった。それ以降も道路冠水や床下浸水など、内水による被害と思われる水害が生じているが、人命が失われた水害は記録されていない。

山間部の尺代地区は災害が多く発生しており、昭和58年に長鳥橋の護岸浸食、昭和61年と平成元年に山崩れ、平成6年に尺代林道の樹木の倒壊が記録されている。非常に急な山地地形で急斜面が多いため、土砂災害に対する危険性が高い。

平成24年8月14日の集中豪雨（前線による大雨）では、1時間雨量111mm（水無瀬川緑地公園）が観測され、町内で床上浸水86軒、床下浸水649軒、道路冠水多数などの被害が生じた（災害の記録～平成24年8月14日の大雨被害の概要～島本町総務部自治・防災課 参照）。

## 第4節 災害危険性と被害想定

### 第1 想定災害

本計画作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

#### 1 地震災害

- (1) 地震の規模  
震度6強（マグニチュード=7.6）有馬－高槻構造線
- (2) 家屋、都市施設の損壊等
- (3) 地震に伴う多発的、広域的火災

#### 2 風水害

- (1) 台風に伴う大雨による河川の氾濫、浸水及びため池の破堤等
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊等
- (3) 河川、ため池等の氾濫による水害等
- (4) 低湿地域などの排水不良による浸水等
- (5) 山間地域における山崩れ、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等

#### 3 大規模火災

- (1) 家屋密集地域における火災
- (2) 山地における林野火災

#### 4 危険物等災害

- (1) 危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出等
- (2) 毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等
- (3) 火薬類の火災、爆発等

#### 5 交通災害

- 鉄道及びバス等の転覆、衝突、火災等

## 第2 自然災害の誘因

### 1 地震

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等进行评估し、随時公表している。

これらの事項について、平成27年1月時点で本町に関わる事項を以下に示す。

#### (1) 活断層の長期評価の概要

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成27年1月1日）

	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の 主な活断層に おける 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
				30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
①	中央構造線断層帯 (和泉山脈南縁)	7.6～7.7程度	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	0.07% ～14%	0.1% ～20%	0.3% ～40%	約1100年 －2300年 7-9世紀
②	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁)	6.9程度		約2000年 －1400年 約2000年前 －4世紀			
③	上町断層帯	7.5程度		2%～3%	3%～5%	6%～10%	8000年程度 約28000年前 －9000年前
④	生駒断層帯	7.0～7.5程度		ほぼ0% ～0.1%	ほぼ0% ～0.3%	ほぼ0% ～0.6%	3000年 －6000年 1600年前 －1000年前頃
⑤	有馬-高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)		—	ほぼ0% ～0.03%	ほぼ0% ～0.07%	ほぼ0% ～0.4%

注) 「ほぼ0%」は10-3%未満の確率値



中央構造線断層帯地震について

従来中央構造線断層帯は「金剛山地東縁－和泉山脈南縁」の区間が一体として活動するとされていたが、最近の調査結果により活動履歴などに関する新たな知見が得られたことから、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会は「金剛山地東縁」と「和泉山脈南縁」の2区間に分かれることが明らかになったことを発表した（「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）の長期評価（一部改訂）について」平成23年2月18日）。

地震調査研究推進本部地震調査委員会による評価の見直しにより、今後30年以内の地震発生確率は、従来の評価でほぼ0%～5%（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）が今回の評価では0.06%～14%（和泉山脈南縁）と高くなった。

（参考）主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成22年1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
中央構造線断層帯 (金剛山地東縁 －和泉山脈南縁)	8.0程度	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	ほぼ0% ～5%	ほぼ0% ～9%	ほぼ0% ～20%	約2000年 －12000年  1－4世紀

（参考）平成7年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	7.3	0.02%～8%	1700年～3500年

(2) 海溝型地震の長期評価の概要

調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は100～200年に1回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に100～200年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 平成27年1月1日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率（注1）	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）
南海トラフ	8～9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	0.78	（次回までの標準的な値88.2年） 69.0年前

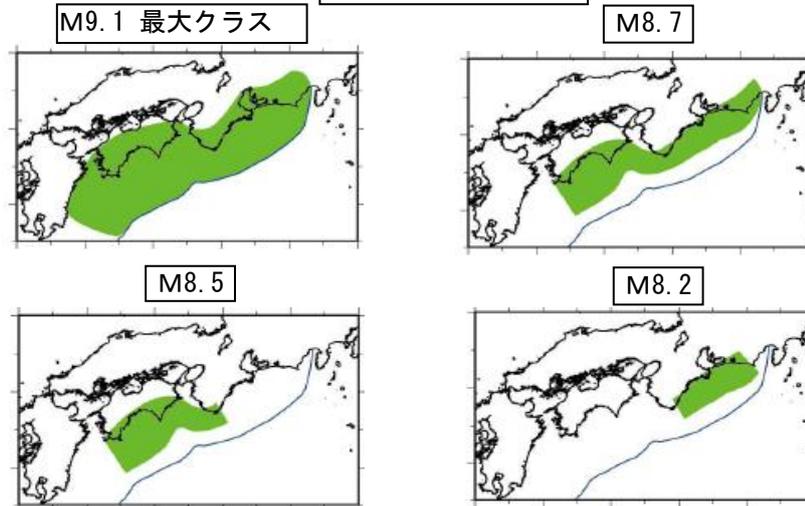
注）地震後経過率：最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。

最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると1.0となる。

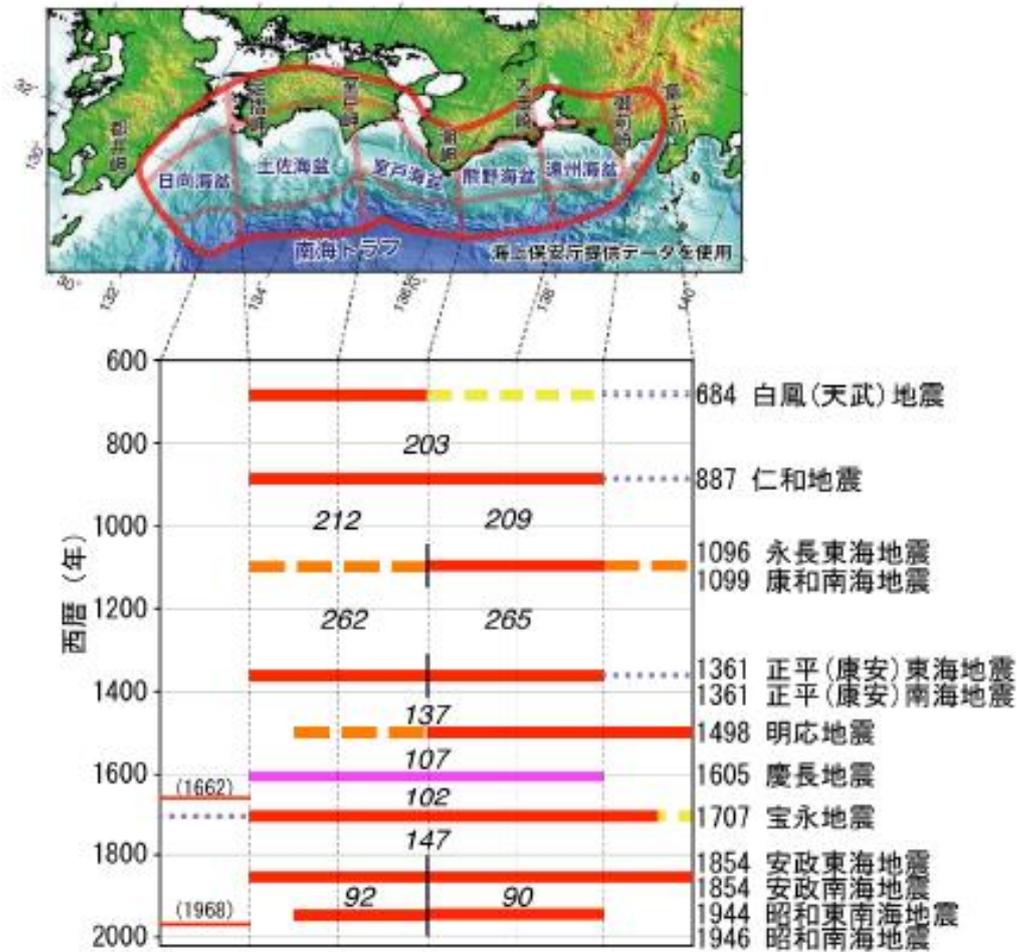
（参考）2011年東北地方太平洋沖海溝発生直線における確率

領域または地震名	発生した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率（注1）	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期
東北地方太平洋沖地震	9.0	4%～6%	10%～20%程度	20%～30%程度	0.83～1.00	600年程度 約500～600年前

震源パターンの例



（出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）概要資料 地震調査研究推進本部）



(出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）について 地震調査研究推進本部)

【従来の評価】 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 平成24年1月1日）

地震名	発生した地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率			平均発生間隔
			10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期
南海地震	8.4前後	同時	20%程度	60%程度	90%程度	114.0年 (次回までの標準的な値90.1年)
						65.0年前
東南海地震	8.1前後	同時	20%程度	70%程度	90%程度 もしくはそれ以上	111.6年 (次回までの標準的な値86.4年)
						67.1年前

## 2 台風

近年、日本には、昭和の三大台風とされる室戸台風（昭和9年）、枕崎台風（昭和20年）、伊勢湾台風（昭和34年）ほどの強い台風は襲来していないが、気象庁気象研究所の最近の研究結果「21世紀末の将来予測」によると、「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

台風を「雨台風」や「風台風」と呼ぶことがあるが、一般に、台風が通り過ぎた後の被害によって分類するのが妥当であり、異常気象が目立つようになった現在では、進路の違いにより雨台風か風台風かという判断は難しくなった。実際の台風はそのどちらも強いため、事前にどちらになるのかを言い切ることは非常に難しい。

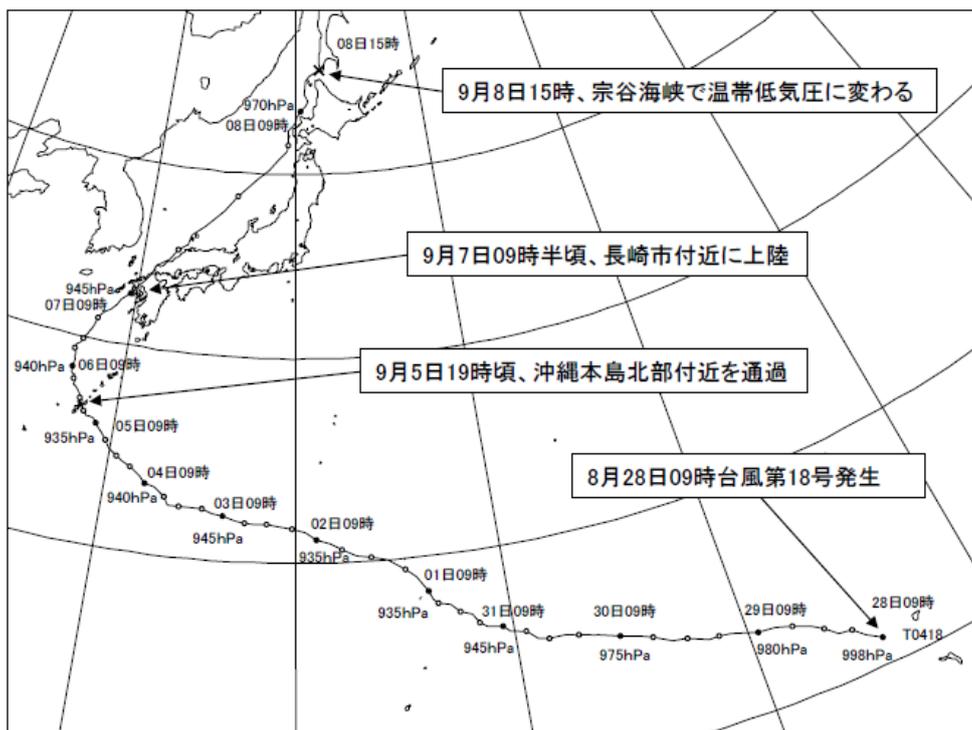
本町への影響は大きくなかったものの強風災害と大雨災害をもたらした台風について近年の典型的な事例を示す。

### (1) 強風災害をもたらした台風の事例（平成16年台風第18号）

日本列島は台風進行方向の右側に位置することになり、台風の風に台風の移動速度が重なって生じる強い風にさらされた。

この台風により、広島では最大瞬間風速60.2メートルを記録するなど、瀬戸内沿岸や西日本と北日本の広い範囲で強風被害や高潮・高波被害が生じた。世界文化遺産である広島県の厳島神社の一部倒壊はこの台風の脅威を象徴する出来事となった。

平成16年台風第18号経路図



(出典 (経路図) : 気象庁 災害時自然現象報告書 2004年第3号)

(2) 大雨災害をもたらした台風の事例（平成23年台風第12号）

台風が南北に気温に差ができる中緯度に接近すると、台風の東側に流れる南風が暖気を北に向かって押し上げ、温暖前線が発生する。これによって、台風の進行方向前面（典型的には台風の北東側）で降水域が拡大する。台風の通り道にあたる地域では必然的に長時間にわたって雨が降り続くことになるので豪雨災害が発生しやすくなる。

これに加え、台風第12号では、台風の移動速度が遅く自転車並の速度であったこと、水平スケールが平均的な台風よりかなり大きかったことから、紀伊半島を中心に長時間の降雨が続き、記録的な大雨となり、河川のはん濫、土砂災害が多数発生した。また、紀伊半島の大雨は地形の影響を大きく受けたものであると考えられている。

総降水量は、紀伊半島を中心に広い範囲で1,000mmを超え、奈良県上北山村上北山では最大72時間降水量が1,652.5mmと、1976年からの統計開始以来の国内の観測記録である1,322mm（宮崎県美郷町神門）を上回った。

平成23年台風第12号経路図



(出典 (経路図) : 気象庁資料 (平成23年9月7日) 台風第12号による大雨)

### 3 局地的大雨と集中豪雨

気象庁によると、1970年代後半から全国約1,300箇所の地域気象観測所（アメダス）において観測した1時間降水量50mm及び80mm以上の短時間強雨の発生回数を年ごとに集計し、ここ30年余りの長期的な変化傾向をみると、連続する10年程度の平均は少しずつ増加してきている。

#### (1) 局地的大雨とは

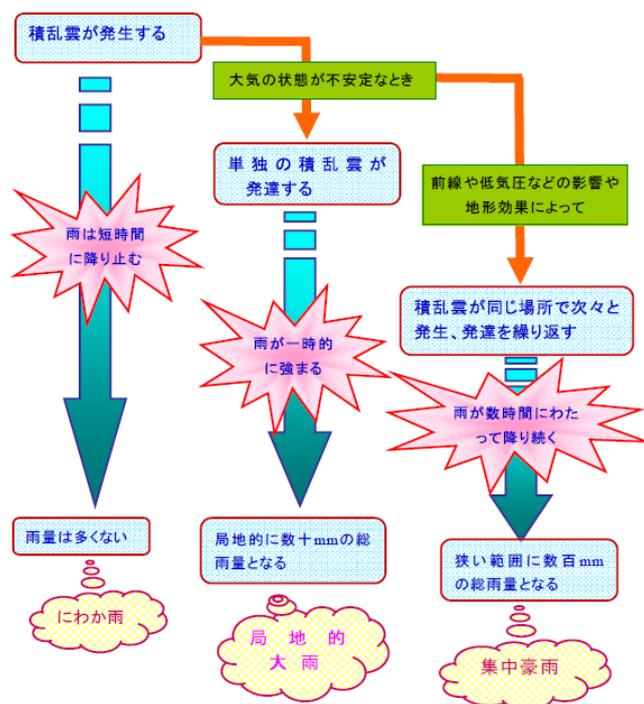
ア 大気の状態が不安定なとき、単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十mm程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から1時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。

イ 発生前の予測が困難でゲリラ豪雨と呼ばれることもある。

#### (2) 集中豪雨とは

ア 大気の状態が不安定なとき、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い地域に数百mmの総雨量となる。

イ 集中豪雨がどこで発生するのは予測が困難である。



(出典 (図) : 局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁)

#### 「大気の状態が不安定」とは

「下層（地表面付近）へ暖かく湿った空気が流入したとき」や「上層（上空）へ冷たい空気が流入したとき」で、下層の大気が軽く上層は重いという、このような気象状況を「大気の状態が不安定」という。

例えば地表面が太陽などで暖められることにより上昇気流が発生するが、「大気の状態が不安定」な状況では、上昇気流が強まり、積乱雲が発達し大雨になりやすい。

(3) 局地的大雨や集中豪雨による水害の特徴

局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまって降る強い雨による水害には、次のような特徴がある。

ア 短い時間で危険な状態になる

水が集まり流れる場所である河川、溪流、下水管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで、数分～数十分で危険な状態になる場合がある。神戸市都賀川の事故では、10分間で約1m30cmも水位が上昇した。

イ 離れた場所での雨が影響する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降ってなくても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。多摩川のような大きな川でも、40分間で約30cmも水位が上昇した。

ウ 注意報や警報の発表に至らない雨でも災害が発生する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。東京都豊島区の下水道工事での事故は、大雨注意報の発表基準より少ない雨量で起きている。

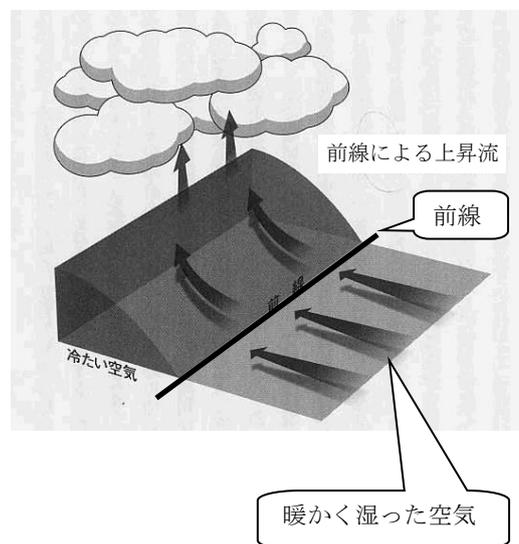
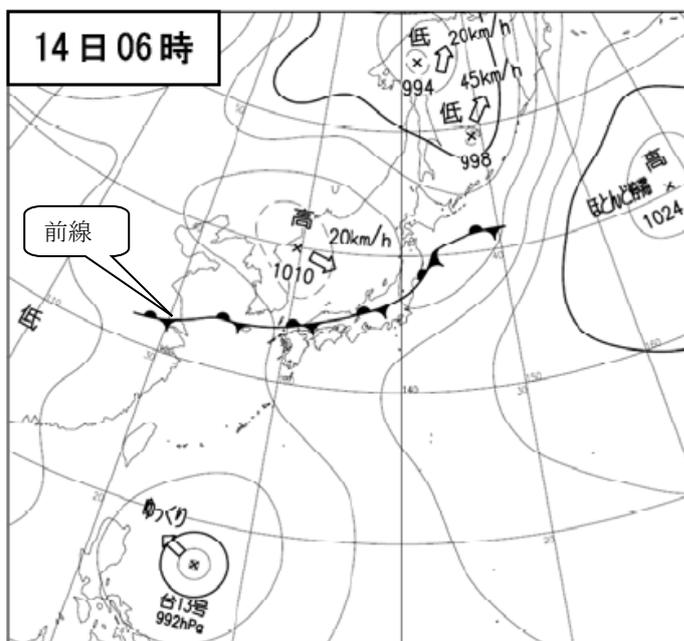
(出典：局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁ほか)

(4) 本町における集中豪雨の事例（平成24年8月14日 前線による大雨）

前線\*が日本海から西日本に南下し、この前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。

前線に向かって暖かく湿った空気が継続して流れ込むことにより町及び周辺市の範囲で、積乱雲が発生・発達を繰り返し、集中豪雨となった。

※：前線とは、冷たい空気と暖かい空気が接している境目が地上に接したところをいう。



ア 降水量

平成24年8月14日の降水量

測定地点	時間最大雨量と日積算雨量		時間
向谷（大沢）	時間最大雨量	4mm	午前5時40分から1時間
	日積算雨量	11mm	
若山台	時間最大雨量	83mm	午前4時20分から1時間
	日積算雨量	125mm	
尺代	時間最大雨量	41mm	午前4時20分から1時間
	日積算雨量	58mm	
新大阪ゴルフ場	時間最大雨量	64mm	午前4時20分から1時間
	日積算雨量	90mm	
水無瀬川緑地公園	時間最大雨量	111mm	午前4時30分から1時間
	日積算雨量	186mm	

イ 水路の状況

観測地点最大水位

水路	観測地点最大水位	時間	堤防高
柳川	181cm	午前5時40分	166cm
高川	140cm	午前5時40分	163cm
新幹線側水路	197cm	午前5時40分	165cm
新川	200cm	午前5時40分	170cm

ウ 被害の状況

浸水被害状況

床上浸水	床下浸水
86戸	649戸

### 第3 大阪府による地震被害想定

#### 1 活断層及び海溝型地震

地震発生時に大阪府下において大きな被害が想定される内陸断層（上町断層帯・生駒断層帯・有馬高槻断層帯・中央構造線断層帯）及び東南海・南海地震についての被害想定調査が実施されている。

本町において最も被害想定のかな地震は有馬高槻断層帯地震である。

【被害想定総括表】 島本町における被害の想定

		有馬高槻断層帯地震	東南海・南海地震
地震動	マグニチュード	7.3 ～ 7.7	7.9 ～ 8.6
	震度	5強 ～ 6強	4～5強
建物被害	全壊棟数	215 棟	0 棟
	半壊棟数	359 棟	0 棟
地震火災	炎上出火（3日間）	1 件	0 件
人的被害	死者数（超過確率1%風速の早朝）	2 人	0 人
	負傷者数（超過確率1%風速の早朝）	217 人	0 人
罹災者数		2,807 人	3 人
避難所生活者数		815 人	1 人
電力（停電軒数）		890 軒	0 軒
ガス（供給停止戸数）		10 千戸	0 千戸
水道（断水人口）		1.0 万人	0 万人
通信（固定電話の被災回線）		176 回線	0 回線

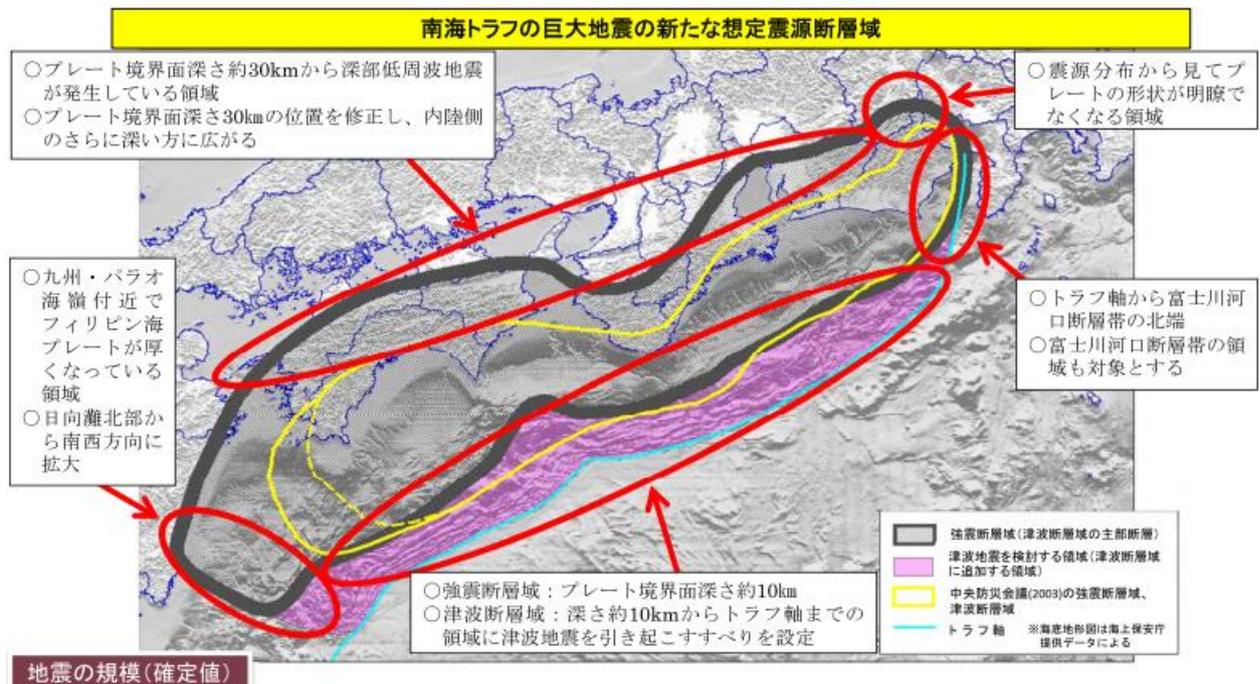
（出典：大阪府自然災害総合防災対策検討委員会 H19.3）

## 2 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議）は、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した。

### (1) 想定震源断層域

想定震源断層域は、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表のもの。



	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup> (約500km×約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km×約150km)	約6万km <sup>2</sup> (約400km×約140km)	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

### (2) 最大震度

市区町村	最大震度
島本町	6弱

### (3) 津波

本町は津波被害を受けない。

(4) 建物被害

	項目		条件・定義	全壊(棟)	半壊(棟)
	総数				
島本町	液状化			4	20
	揺れ			26	323
	津波			0	0
	地震火災		冬・18時・1%超過風速	0	—
	急傾斜地			0	0
	参考	建物総数		5,039	

(5) 人的被害

	項目		条件・定義	死者(人)	負傷者(人)	
	総数					
島本町	揺れ [建物倒壊] (内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)		冬・18時	1	43	
	地震火災		冬・18時・1%超過風速	0	0	
	急傾斜地		冬・18時	0	0	
	ブロック塀、自動販売機等の転倒、 屋外落下物		冬・18時	0	0	
	参考	夜間人口		28,934人		
		昼間人口		22,053人		

(6) ライフライン被害

上水道

島本町	給水人口 (人)	断水率(%)					
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	約40日後
	29,945	100%	33.3%	31.2%	29.0%	8.3%	0.6%

下水道

島本町	処理人口 (人)	機能支障率(%)				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	27,616	3.2%	3.2%	0.6%	0.0%	0.0%

電力

島本町	契約軒数	停電率(%)					早期受電困難 (%)
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	
	11,253	49.0%	4.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%

通信(固定電話)

島本町	加入契約者数	復旧対象 契約数	不通契約数(%)				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	2,000	2,000	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

通信（携帯電話）

島本町	携帯電話 基地局数	通信状況等									
		被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヵ月後	
		停波 基地局率	不通 リンク								
68	100.0%	A	4.0%	—	1.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	

(7) 交通施設被害

道路

島本町	道路総延長 (km)	被害箇所数
	107	9

道路閉塞率

島本町	道路幅員別延長 (km)				道路幅員別閉塞率 (%)			道路リンク 閉塞率 (%)
	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満 道路延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	
	13.4	77.9	0.0	91.2	0.8%	2.4%	5.1%	

(8) 生活への影響

避難者数

島本町	1日後			1週間後			1ヵ月後			約40日後		
	避難者数			避難者数			避難者数			避難者数		
	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外
429	258	172	2,568	1,284	1,284	2,642	793	1,850	429	129	301	

帰宅困難者数

島本町	帰宅困難者数 (人)
	1,369

物資

島本町	飲料水 (ℓ)			食糧 (食)			毛布 (枚)			
	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		備蓄量	必要量	不足量 (7日間)
		1日~3日間	4日~7日間			1日~3日間	4日~7日間			
53,302	178,383	110,152	235,232	5,823	4,638	36,972	35,787	1,460	859	-601

医療機能

冬 18 時

島本町	転院患者数 (人)	医療対応不足数 (人)
	1	0

(9) 災害廃棄物  
災害廃棄物等

冬 18 時

島本町	災害廃棄物発生量 (万t)					
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災
	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0

(10) その他

エレベータ内閉じ込め

島本町	エレベータ設置台数	エレベータ停止台数
	129	34

出典：(1)～(3) 第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料  
 (4) (5) 第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料  
 (6)～(10) 第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

## 第4 風水害の想定

風水害の原因となるものは、集中豪雨等の大雨、台風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

### 1 集中豪雨等の大雨による災害

#### (1) 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水

##### ア 淀川

淀川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには淀川洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて町は洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

##### ○淀川水系浸水想定区域図（淀川の外水氾濫による浸水）

従来は、昭和28年9月台風第13号による洪水時の2日間総雨量の2倍の雨量を想定して作成されていたが、想定し得る最大規模の降雨は枚方上流域：360mm/24時間とし平成29年6月14日に洪水浸水想定区域図が公表された。

あわせて、洪水時に避難が困難となる浸水深50cmを上回る時間の目安を示し、立ち退き避難（水平避難）の要否の判断に有用な情報となる「浸水継続時間」、さらに、一定の条件下において、家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される「家屋倒壊等氾濫想定区域」も公表された。

##### イ 水無瀬川

水無瀬川は、府により水位周知河川に指定されており、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として避難判断水位が設定され、これに到達したときには町に通知がなされる。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて町は洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

○水無瀬川浸水想定区域図（水無瀬川の外水氾濫による浸水）

概ね100年に1回程度起こる雨（水無瀬川流域の24時間雨量289.8mm）を想定して作成されている。

ウ その他の河川等

町域の全河川等について災害が想定されるが、府管理の河川については、府により洪水リスク表示図が作成・公表されている。また、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防区域が定められている。（本町関連の対象河川は水無瀬川）

エ 低地の排水不良による浸水（内水はん濫）

近年、頻発する1時間降水量が100mmを超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨では、下水道の排水能力（1時間降水量50mm程度）を上回るため、水路が溢れるなどの排水不良により家屋が浸水する。

平成24年8月14日の前線による大雨では、本町だけでなく寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市等の近畿中部で同時に1時間100mmを超える降雨があり、多くの家屋の浸水が生じた。（本町での被害状況等についてはp15「本町における集中豪雨の事例（平成24年8月14日 前線による大雨）」参照）

(2) ため池の破堤等

ため池については、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防ため池が定められている。

(3) 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れによる土砂被害が想定される。

府都市整備部が所管する、土砂災害の発生源である土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）<sup>※1</sup>等については、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域<sup>※2</sup>が府により指定されている。

また、大阪府環境農林水産部が所管する、土砂災害の発生源である山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）<sup>※3</sup>についても土砂被害を受ける範囲を把握し、上記の土砂災害（特別）警戒区域と同様の対応<sup>※4</sup>を講じる必要がある。

※1・※3：土砂災害危険箇所、山地災害危険地区は「資料編」参照

※2：土砂災害（特別）警戒区域

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条・8条）を行う。

※4：土砂災害（特別）警戒区域における対応は「第2編災害予防計画 p23」参照

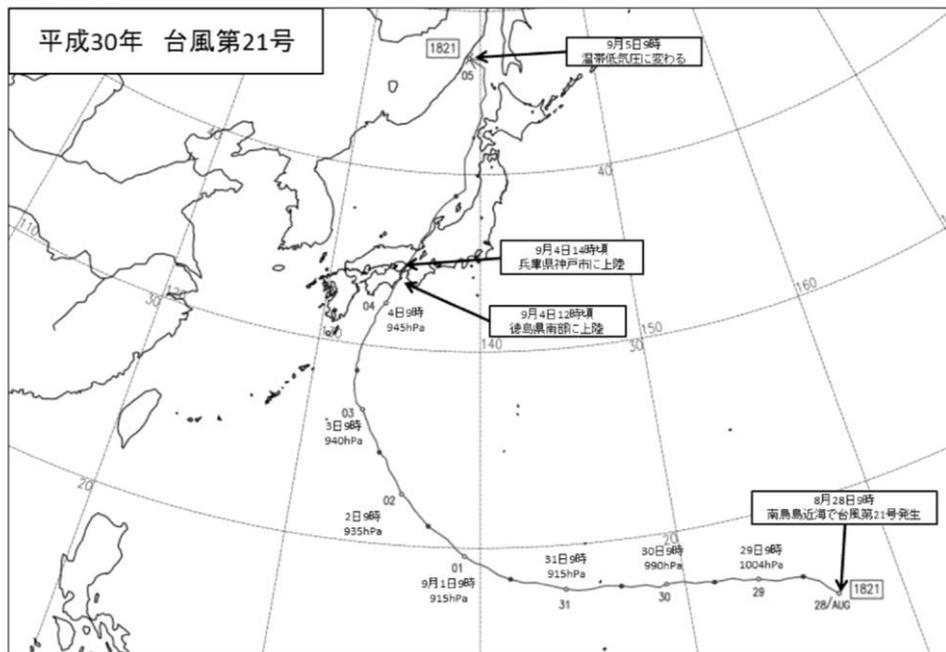
種別	所管	土砂災害の発生源 (土砂災害危険箇所 ・山地災害危険地区)	災害の通称	土砂被害の範囲の想定
土砂災害 危険箇所	大阪府 都市整備部	土石流危険渓流	土石流	土砂災害(特別)警戒区域(府指定)
		急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れ	土砂災害(特別)警戒区域(府指定)
		地すべり危険箇所 (本町に地すべり危険箇所はない)	地すべり	土砂災害(特別)警戒区域(府指定) (本町は対象外)
山地災害 危険地区	大阪府 環境農林 水産部	崩壊土砂流出危険地区	土石流	崩壊土砂流出危険地区の資料より把握
		山腹崩壊危険地区	がけ崩れ	山腹崩壊危険地区の資料より把握
		地すべり危険地区 (本町に地すべり危険地区はない)	地すべり	地すべり危険地区の資料より把握 (本町は対象外)

## 2 台風による災害

### (1) 強風による家屋の倒壊

台風第21号(平成30年9月)は日本の南を北西に進み、9月3日には向きを北寄りに変え、4日12時頃に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸した。

その後、4日14時頃には兵庫県神戸市に再び上陸し、速度を上げながら近畿地方を縦断し、日本海を北上、5日9時には間宮海峡で温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に風については、高知県室戸市室戸岬では最大風速48.2メートル、最大瞬間風速55.3メートル、大阪府田尻町関空島(関西空港)では最大風速46.5メートル、最大瞬間風速58.1メートルとなるなど四国地方や近畿地方では猛烈な風を観測し、観測史上第1位となったところがあった。



経路上の○印は傍に記した日の9時、●印は21時の位置を示している  
※この経路図は速報値に基づくものであり、後日確定したものを別途公表する

出典：災害をもたらした気象事例<台風第21号による暴風・高潮等>  
(平成30年9月11日 気象庁)

ただし、強風による家屋の倒壊や飛来物等による家屋の損壊などの想定は困難なため、台風の進路・強度等の気象情報の収集に努め、状況に応じて、木造家屋の住民を堅牢建築物へ避難させる等の対策を講じる。

- (2) 河川の氾濫、浸水、低地の排水不良による浸水  
上記「1 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。
- (3) ため池の破堤  
上記「1 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。
- (4) 土砂災害  
上記「1 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

## 第5 人為的な原因による災害

風水害等の自然災害の他、大規模火災、危険物事故（石油類、火薬高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）、突発性重大事故（航空機事故、列車事故、自動車事故等）発生の可能性は皆無ではない。こうした災害をも想定し、的確に対応する計画として策定する。

## 第6 原子力災害の想定

福井県嶺南地域に立地する原子力施設における過酷事故の際の被ばくの危険性についてまとめる。

### 1 対象とする原子力施設

美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所、敦賀発電所、もんじゅ、ふげん

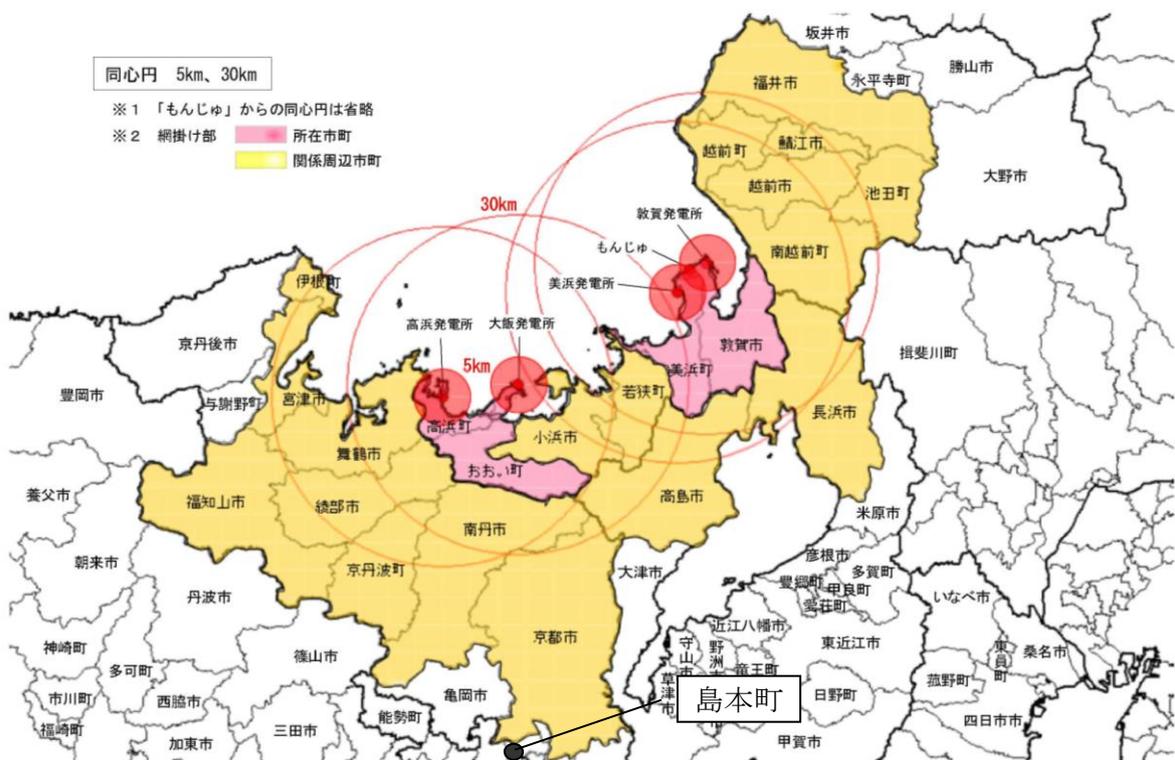
### 2 被ばくの危険性（原子力災害対策指針より）

- (1) 原子力施設から概ね 30km の範囲  
放射線被ばくのリスクを最小限に抑えるために緊急時防護措置を準備する必要があることから、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」とされている。
- (2) 原子力施設から概ね 30km 以遠の範囲  
緊急時防護措置の準備は必要ないが、30km 周辺は、甲状腺被ばくを避けるため、屋内避難や安定ヨウ素剤の服用が必要となる場合も想定される。  
福島第一原発事故では、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる場所が、概ね 50km の地点にまで及んだ可能性があるとしてされている。  
原子力災害対策指針（平成 30 年 10 月 1 日）においては、PAZ（～概ね 5km）外では、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用することとなっており、UPZ 外（概ね 30km～で防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。）における原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等は、資料 1-58 のように定められている。  
資料 1-57 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（原子力災害対策指針（平成 30 年 10 月 1 日 原子力規制委員会））

### 3 本町への影響

本町は、最寄りの高浜発電所から概ね60kmの距離にあり、現在のところ「防護措置や協力などが必要と判断された範囲」となるのか否かは判断できない。

関西広域連合が定める関西防災・減災プラン（原子力災害対策編 平成31年3月）においては、事故状況や気象状況により影響の及ぶ範囲は大きく変わるが、UPZ外でも一定の防護措置を準備しておく必要があると考えられるため、今後、国におけるPPAの導入の検討及びそれに基づく指針の改定に合わせて、放射性物質拡散予測も参考にしながら、UPZ外において準備する防護措置や住民等が緊急時にとるべき行動の内容を明らかにした上で、広域連合としての対応を検討することとしており、本町の対応はこれに基づくことになる。



(出典：関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）H31.3.2改訂)

## 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町は、町域を所轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の協力を得て、災害の未然防止と被害の軽減や大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化を図るため、相互に連携・協力をして、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上、実効性の確保に努めるものとする。

### 第1 島本町

#### 1 総合政策部

- (1) 被害状況の記録に関する事
- (2) 災害時通信情報の確保等に関する事
- (3) 職員の動員等に関する事
- (4) 所管施設の防災対策に関する事
- (5) 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
- (6) 災害広報に関する事

#### 2 総務部

- (1) 防災会議に関する事
- (2) 防災対策の組織・動員体制の整備に関する事
- (3) 生活必需品・応急食料、応急対策用資機材の備蓄に関する事
- (4) 災害時における隣接市町等との応援協定に関する事
- (5) 避難収容体制の整備に関する事
- (6) 防災訓練に関する事
- (7) 自主防災組織の育成指導に関する事
- (8) 災害対策本部の設置及び運営に関する事
- (9) 気象予警報等の伝達及び災害情報の収集、伝達並びに火災警報の発令に関する事
- (10) 避難の勧告又は指示及び避難者の誘導に関する事
- (11) 各部との連絡調整に関する事
- (12) 災害に関する情報の収集と報告に関する事
- (13) 関係防災機関が実施する災害対策との調整に関する事
- (14) 災害応急対策用物資等の調達に関する事
- (15) 罹災証明に関する事
- (16) 町有財産の被害調査に関する事
- (17) 被災者再建支援法に関する事
- (18) 災害時の情報通信体制の整備に関する事
- (19) 町域における公的団体及び地域団体の育成指導に関する事

### 3 健康福祉部

- (1) 医療体制の確保・整備に関する事
- (2) 避難行動要支援者対策の確立に関する事
- (3) 避難行動要支援者の安全確認及び支援に関する事
- (4) 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関する事（社会福祉施設）
- (5) 救護所の設置及び運営に関する事
- (6) 二次避難所（福祉避難所）の整備に関する事
- (7) 見舞金等の支給及び貸付に関する事
- (8) 被災者の生活援護に関する事
- (9) 罹災者の救出、救護及び遺体の捜索に関する事
- (10) 社会福祉施設の復旧整備に関する事
- (11) 防疫作業に関する事
- (12) 遺体の収容、処理及び火葬に関する事

### 4 都市創造部（農業員会事務局を含む。）

- (1) 防災施設及び設備の整備に関する事
- (2) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備に関する事
- (3) 町の管理する河川、道路などの災害予防措置に関する事
- (4) 水防に関する事
- (5) 災害危険区域等の把握に関する事
- (6) 住宅の応急修理、浸水対策等に関する事
- (7) 応急仮設住宅の建設に関する事
- (8) 緊急輸送の確保及び障害物除去に関する事
- (9) 町の管理にかかる公共的施設、設備の応急復旧に関する事
- (10) 復旧資機材の確保に関する事
- (11) 公共土木施設の復旧整備に関する事
- (12) 農林業施設の復旧整備に関する事
- (13) その他町の管理に属する施設等の災害復旧及び援助に関する事
- (14) 防疫作業に関する事
- (15) 清掃施設の防災対策に関する事
- (16) 清掃施設の被害調査及び復旧に関する事
- (17) ごみ・し尿等の処理用薬品、燃料等の調達に関する事
- (18) ごみ・し尿等の収集、運搬、処理体制の整備に関する事
- (19) 災害廃棄物の収集、運搬、処理体制の整備に関する事
- (20) 放置車両に関する事
- (21) 農業委員会委員との連絡に関する事

### 5 上下水道部

- (1) 上下水道施設の整備に関する事
- (2) 給水体制の整備に関する事
- (3) 上下水道施設の被害調査及び復旧に関する事
- (4) 飲料水の確保・供給に関する事

### 6 消防本部

- (1) 火災予防対策に関する事
- (2) 危険物施設等の災害予防対策に関する事

## 第1編 総則

### 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 防火思想の普及などに関すること
- (4) 消火及び救急業務に関すること
- (5) 消防団に関すること
- (6) その他人命救助に関すること

#### 7 議会事務局

- (1) 議会との連絡調整に関すること

#### 8 行政委員会事務局（選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会）

- (1) 各委員会委員との連絡に関すること
- (2) 総務対策部の応援に関すること

#### 9 教育委員会（教育子ども部）

- (1) 学校施設等の防災対策に関すること
- (2) 所管の要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関すること（学校施設等）
- (3) 防災のための教育、訓練の実施に関すること
- (4) 罹災児童、生徒の応急教育に関すること
- (5) 学校教育施設及び生涯学習施設の復旧整備に関すること
- (6) 所管する施設における避難所の開設・運営に関すること

#### 10 会計課

- (1) 災害応急・復旧対策に必要な現金の出納に関すること
- (2) 総務対策部の応援に関すること

## 第2 大阪府

### 1 大阪府茨木土木事務所

- (1) 水防活動及び洪水予報等の伝達に関すること
- (2) 町及び関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 府の管轄する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関すること

### 2 大阪府北部農と緑の総合事務所

- (1) 用水路、ため池の防災対策の指導に関すること
- (2) 災害時における農作物被害等に関する技術指導に関すること
- (3) 林地における防災対策の指導に関すること

### 3 大阪府茨木保健所

- (1) 災害時における保健衛生活動に関すること
- (2) 災害時における感染症の予防及び患者の収容等に関すること

## 第3 大阪府警察

### 1 高槻警察署

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- (2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること

- (3) 交通規制・管制に関する事
- (4) 広域応援等の要請・受入れに関する事
- (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
- (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
- (7) 災害資機材の整備に関する事

## 第4 陸上自衛隊第3師団

### 1 第36普通科連隊

- (1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
- (2) 災害派遣に関する事
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事

## 第5 指定地方行政機関

### 1 近畿農政局（大阪府拠点）

- (1) 応急用食料品及び米穀の供給に関する事

### 2 大阪管区气象台

- (1) 観測施設等の整備に関する事
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事
- (3) 災害に係わる気象・地象・水象等に関する情報、予警報及び特別警報の発表並びに伝達に関する事
- (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や町に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関する事
- (5) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事

### 3 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関する事
- (3) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関する事
- (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関する事
- (8) 緊急物資及び人員派遣活動に関する事
- (9) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関する事

## 第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

### 1 日本郵便株式会社近畿支社（山崎郵便局）

- (1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
- (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
- (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

## 2 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）（高槻駅）

- (1) 鉄道施設の防災管理に関する事
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
- (5) 災害時における町の鉄道通信施設の利用に関する事
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

## 3 西日本電信電話株式会社（京都支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、株式会社NTTドコモ関西（以下、本計画において「西日本電信電話株式会社等」という。）、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- (4) 災害時における重要通信確保に関する事
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- (7) 「災害時伝言ダイヤル」の提供に関する事

## 4 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関する事
- (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- (5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- (6) 救援物資の備蓄に関する事

## 5 関西電力株式会社（高槻営業所）

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事
- (2) 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- (3) 災害時における電力の供給確保に関する事
- (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

## 6 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー（北東部導管部）

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関する事
- (2) 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- (3) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

## 7 日本放送協会（大阪放送局）

- (1) 防災知識の普及等に関する事
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事
- (3) 緊急放送等・広報体制の整備に関する事
- (4) 気象予警報等の放送周知に関する事
- (5) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事

- (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- (7) 災害時における広報、放送の確保、安否情報の提供に関する事

## 8 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (1) 管理施設の整備と防災管理に関する事
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- (4) 被害道路の復旧事業の推進に関する事

## 9 淀川右岸水防事務組合

- (1) 水防団員の教育及び訓練に関する事
- (2) 水防資器材の整備、備蓄に関する事
- (3) 水防活動の実施に関する事

## 10 阪急電鉄株式会社（高槻市駅）

- (1) 鉄道施設の防災管理に関する事
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

## 11 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）

- (1) 防災知識の普及等に関する事
- (2) 災害時における広報に関する事
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- (4) 気象予警報などの放送周知に関する事
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- (6) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

## 12 大阪広域水道企業団

- (1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事
- (2) 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事
- (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
- (5) 応急給水及び応急復旧に関する事
- (6) 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事

## 13 日本通運株式会社（大阪支店）

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事
- (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

## 14 公益財団法人大阪府消防協会

- (1) 防火・防災思想の普及に関する事
- (2) 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事

**15 一般社団法人大阪府トラック協会**

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
- (3) 復旧資機材等の輸送協力に関する事

**16 各土地改良区**

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- (2) ため池の治水活用に関する事
- (3) 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
- (4) 湛水防除活動に関する事
- (5) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事

**第7 公共団体その他の機関**

**1 一般社団法人高槻市医師会、一般社団法人高槻市歯科医師会、一般社団法人高槻市薬剤師会、公益社団法人大阪府看護協会（府北支部）**

- (1) 災害時における医療救護活動及び公衆衛生活動の実施、協力に関する事

**2 商工会、農業協同組合**

- (1) 災害時における物価安定の協力に関する事
- (2) 災害時における救助用物資、応急復旧資材等の確保に関する協力に関する事

**3 自主防災組織、自治会等地域団体**

- (1) 災害時における人命救助、消火活動への協力等に関する事
- (2) 避難誘導等における協力に関する事
- (3) 避難所等における諸活動の支援に関する事

**4 島本町社会福祉協議会**

- (1) ボランティア窓口の設置
- (2) ボランティアの受入れ
- (3) ボランティアの活動支援

**5 その他公共的団体及び重要な施設の管理者**

- (1) 町が行う防災活動への協力等に関する事

## 第4章 住民、事業者の基本的責務等

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

### 第1節 住民の基本的責務

#### 第1 住民の役割

住民一人ひとりが「自らの命は自分で守る」という自助の考え方に立ち、平常時より建物の補強、家具の転倒防止、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、救急用品及び常備薬等の緊急時持ち出し品の管理や防災訓練への参加、災害に関する知識の習得等、災害に対する備えを心がける。また、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

災害時には、自らの命を守るよう行動すると共に、「共に助け合う」という共助の考え方に立ち、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主運営等のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。

##### 1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

##### 2 災害への備え

- (1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

##### 3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、町が実施する防災・減災対策への協力

#### 第2 自主防災組織の役割

地域住民として「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方に立ち、災害発

生時には、地域住民が協力して消火、救援活動を行えるように、常から地域の連帯感を高め、地域の実情に即した防災体制の確立を図る。災害時には、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主運営等のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を行うものとする。

## 第2節 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分認識し、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan。以下、「BCP」という。）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するように努めなければならない。

### 1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

### 2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業者及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

### 3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

### 4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、町が実施する防災・減災対策への協力

## 第3節 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

## 第5章 計画策定の方針

この計画は、島本町域の防災対策に関し、町をはじめとする防災関係機関等を通じて必要な体制を確立、責任の所在を明確にするとともに「災害予防」「災害応急対策」及び「災害復旧」について必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。阪神・淡路大震災や東日本大震災及び豪雨や台風による災害等の大規模災害を教訓として、計画の樹立並びに推進に当たって、次の諸点を基本とする。

### 1 防災の基本理念

災害対策に当たっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。

### 2 基本方針

具体的には、次の5つを基本方針として対策を講じる。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組を進めていかなければならない。

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

なお、本計画に基づく施策推進に当たっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

### 3 災害対策

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル<sup>\*</sup>を適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。

※PDCAサイクル:プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

#### (1) 災害予防段階

自然災害対策にあつては、その様々な災害リスクを住民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラス of 自然災害にあつては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

ただし、設置や性能の向上により直ちに減災効果を発揮するハード対策とは異なり、ソフト対策はマニュアル等を作成しただけでは減災につながらない。利用者に理解され、利用されて初めて効果を発揮することから訓練等が必要であることに留意しな

ればならない。

(2) 災害応急段階

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。

- ア まず、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。
- イ 収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ウ 被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。
- エ とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

(3) 災害復旧・復興段階

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。

- ア ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備を行う。
- イ 復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示を目指す。